

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

- ▷支給額・1世帯あたり5万円
- ▷支給時期・町が確認書（または申請書）を受理した日から1カ月が目安です。
- ▷申請期限・令和5年1月31日(火)

【支給対象と申請方法】

(1) 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯（令和4年9月30日時点で熊野町に住民登録があること）

- 世帯員全員が令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合
 - 確認書が届きます（要返送）
 - 対象世帯には、熊野町から確認書を11月中旬に発送しますので、内容を確認して、熊野町に返信してください。
- 世帯員の中に、令和4年1月2日以降に転入した人がいる場合
 - 申請が必要です
 - 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに社会福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

(2) 令和4年1月～12月の収入が、予期せず家計が急変したことで減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

- 申請が必要です
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに社会福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

☎社会福祉課 ☎820-5635

熊野こころの虹家族会講演会のお知らせ

精神障がい者本人の体験談をお話ししてもらいます。家族、当事者、どなたでも参加できます。

- ▷テーマ
私と統合失調症～当事者と家族のお話～
- ▷講演者
出本恵子
- 時11月24日(木)13:30～15:30
- 所熊野町民会館
- 日11月16日(水)までに健康推進課へ申し込みください
- ☎健康推進課 ☎820-5637

【熊野こころの虹家族会とは】

精神障がいを抱える人のご家族を対象に、家族会を開催しています。

経験を話し聞くことで、お互いの苦労を分かち合い、ご本人への対応を学び合える場です。1人で悩まずに、まずは他のご家庭の話聞いてみませんか。飲み物持参で、お気軽にご参加ください。

- ☎毎月第4木曜日13:30～15:30
- 所熊野町地域福祉会館 デイルーム
- ☎健康推進課 ☎820-5637

あなたの周りに虐待を受けている高齢者はいませんか？
～高齢者虐待防止～

虐待は早期に発見し、第三者が介入することで、深刻な事態になることを防ぐことができます。虐待を起こしてしまわない町、地域にしていくためには、困ったことを相談し合える関係、何でも聴いてもらえる関係づくりが大切です。

【虐待の種類】

暴力をふるう（身体的虐待）

- ・殴る、蹴る、つねる、たたくなどの行為
- ・ベッドに縛り付けるなどの身体拘束

放っておく（介護・世話の放棄、放任）

- ・食事を与えない、入浴させない
- ・適切な介護や支援の制限

性的な暴力をふるう（性的虐待）

- ・本人が嫌がる性的な暴力、いたずら

侮辱や脅迫、無視（心理的虐待）

- ・悪口を言う、罵倒する、恥をかかせる
- ・意図的に無視をする



現金を渡さない（経済的虐待）

- ・年金や預貯金などを勝手に使う
- ・日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない

「気になるなあ…」と感じたらすぐに相談してください。相談や通報することは法律によって定められており、虐待であるか否かの判断は必要ありません。ぜひお気軽に相談ください。



☎高齢者支援課 ☎820-5605
熊野町地域包括支援センター ☎820-5615

年金に関するお知らせ

■国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料（その年の1月1日から12月31日までに納付したものは、所得税、住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

- ▷社会保険料控除を受けるためには
国民年金保険料の納付額の証明書が必要です。詳しくは税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。

■年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金制度とは、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

申請方法は、広島南年金事務所または税務住民課にお問い合わせください。

■11月30日は『年金の日』

11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です。「ねんきんネット」を活用して年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

- ▷ねんきんネットとは
パソコンやスマホから手軽に自身の年金記録や年金見込額を確認できるサービスです。日本年金機構ホームページから利用できます。

日本年金機構
ホームページ→



☎広島南年金事務所
☎253-7710 ☎505-5122
税務住民課保険年金グループ
☎820-5604 ☎855-0155